

# 陰陽五行説の影響

—万葉集を主に—

伊原 昭

上代は、「隋唐文化を大規模に採用し、鋭意かれに劣るまいと努力したときであるから、隋唐文化は各方面に力強く行きわたり、その存在と効能とが主張せられた。」<sup>註1</sup>といわれ、大陸文化の吸収は、

思想・芸術など、いろいろの分野で成果をみせたわけであり、例えば、絵画や彫刻・建築などの美術の面でも、儒教・仏教をはじめとする思想方面でも、律令をはじめとする政治的な面でも大きな影響を受けたわけで、「これらの大勢の中に文学だけが染色されないことは不可能である。」<sup>註3</sup>とあり、文字を持たなかつた日本人が漢字を習得することによって、「古事記」、「万葉集」をはじめ種々の

貴重な文化遺産を我々にのこしてくれたわけで、東洋文化と西洋文化のちがいはあるが、非常に熱心な文化摂取とその実践がみられたのは、上代と近代の二時代であると言われ<sup>註4</sup>るくらいである。もちろん「これによって古来の日本文化は全く無視せられ、放擲せられたというのではなく、互に他を取入れ、みずから成長させていったと考えられるのである。」<sup>註5</sup>という。諸先覚の説に多く據らせ

陰陽五行説の影響 —万葉集を主に—

ていたのだが、これらによっても、外来文化が滔々として流入し、当時の我国は、多方面にわたって、その影響を大きく受けたことが明らか知られる。

小稿では、その具体例の一つとして、中国の「陰陽五行説」をとりあげてみたい。

## 二

「陰陽五行説」が我国に伝来したのは、非常に早く、正式には、推古紀に「冬十月に、百済の僧觀勸來けり。仍りて曆の本及び天文地理の書、并て遁甲方術の書を買ふ。」<sup>註6</sup>（日本書紀）推古天皇十年冬十月 下（一七八頁）とあるのに始まると考えられる、と言われる。

五行は、尚書の洪範に、「一五行。一曰水、二曰火、三曰木、四曰金、五曰土。」とあり、その疏に、「書伝云、水者万物之所資生也。之所飲食也。金木者百姓之所興作也。土者万物之所資生也。是為人用。五行即五材也。襄二十七年左伝云、天生五材、民並用之。言五者、各有材幹也。謂之行者、若在天則五氣流行、在地世所行用也。」<sup>註7</sup>とある。すなわち、「天地の間に循環流行し

て停息せぬ木、火、土、金、水の五つの元氣。万物組成の元素。……戦国時代（前四〇三〜二二二）の鄒衍・鄒頤がこれを主張。」という。

また、陰陽説は、「天地之氣、合而為一、分爲二陰陽、判爲四時、列爲五行、」（五行相生第五十九）「…金木水火各奉其所主、以從陰陽、相与一力而并功、其是非独陰陽也、」（天辨在人第四十六）とあり、これについては『五行思想と礼記月令の研究』に詳しい。つまり、陰陽は、天地間に在って万物を生ずる二氣。又日月・乾坤・寒暖・男女等の性相對するをいう。陰陽説、易の思想に基づき、……漢代（前二〇二〜後二二〇年）に大いに流行し、陰陽五行説にまで発展した、とある。次に、これを表示しておく。

陰陽	五星	五色	五聲	五常	五味	五帝	五情	五臟	十二支	月					
陽	木星	春	東	青	角	仁	八	酸	青	喜	肝	寅	卯	辰	一・二・三月
陽	火星	夏	南	赤	徵	礼	七	苦	赤	樂	心	巳	午	未	四・五・六月
陽	土星	土	用	中央	黃	宮	信	五	甘	帝	怒	脾	辰	丑	六・七・八月
陰	金星	秋	西	白	商	義	九	辛	帝	怒	肺	申	酉	戌	七・八・九月
陰	水星	冬	北	黑	羽	智	六	鹹	帝	哀	腎	亥	子	丑	十・十一・十二月

「陰陽五行思想が記紀の中に顕著であることは諸家によって指摘されているが、……日本神話の冒頭からうかがわれ、飯島博士（日

本上古史論 昭和22 四九頁）の指摘は全く重大である。」「陰陽五行思想は大陸からはやく日本に渡来し、……文字移入の原初にまでさかのぼるかと思われるが、……七世紀初頭まではやや緩慢であったが、六四〇年頃、……急速に浸透し、……多数の百済亡命者を迎えた天智期に至ってその様相は一変し、さらに次の天武朝に及んで陰陽五行思想の盛行は、その頂点に達したと思われるのである。』といわれる。

三

これらによれば諸方面に陰陽五行説が浸透しているようであるが、まず、当時の諸作品を探ってみよう。『古事記』には、暨飛鳥清原大宮御大八州天皇御世、……乘二氣之正、齊五行之序、設神理以變俗、敷英風以弘國。』（上巻并序 四四頁）

とあり、天武の治績が、二氣と五行、つまり、陰陽五行説にそって、……天武朝は大陸文化を天武の必要に應じて、そうした方向にそって撰取し、利用したようであり、そのことは小稿でもふれているが、この序はその一面を端的にも語っているようである。また、『続日本紀』には、

十一月癸未。勅曰。如聞。頃年諸國博士醫師。多非其才。託請得選。非唯捐政。亦先益民。自今已後。不得更然。其須講經生者。三經。……陰陽生者周易。新撰陰陽書。黃帝金匱。五行大義。……（孝謙天皇 天平宝字元年十一月）（前二四三頁）  
丁酉。以從四位下藤原惠美朝臣朝狩為東海道節度使。……其

所管……下野等十二国。檢定船一百五十二隻。兵士一万五千七百人。子弟七十八人。水手七千五百廿人。……從三位百濟王敬福為南海道使。……周防等十二国。……正四位下吉備朝臣眞備為西海道使。……薩摩等八国。……皆免三年田租。悉赴弓馬。兼調習五行之陳。其所遣兵士者便役造兵器。 (淳仁天皇 天平宝字五年十一月) (後二八二頁)

とある。この「新撰陰陽書」、「五行大義」は、陰陽生の教科書で、「中国においては、その流行を見ず、宋以後、逸した五行大義は、我が国には夙に將來され、各方面に甚深な影響を及ぼした。……その中に陰陽生の修むべき書として五行大義がある。これは、當時、既に陰陽関係の人々に熟誦されていたことを示すものであり、日本においては、陰陽道に最初に受容され、彼等に多大の影響を与えていたことを物語っている。」とある。五卷で、隋の蕭吉撰と言われるが、「五行大義」については中村氏によって詳しい。また、「新撰陰陽書」は、「これらの諸道勸文(公事の書、平安末の纂輯)には、金匱經……新撰陰陽書……など亡佚した陰陽五行書・緯書などの引用が存している」とあり、「この曆林問答集には、五行大義の外、新撰陰陽書……金匱經・曆林など多くの佚文が含まれている。」とあって、後世の安倍・賀茂兩家の陰陽道への影響があったことが述べられている。

また、五行之陳とあるのは、陳は、「陳、御本作陣、相通」と国史大系本の「統紀」に記されており、五行之陣である。これは、「五つの陣法。……〔李衛公問对、中〕太宗曰。五行陣如何。靖曰、本因五色方立此名、方・円・曲・折・銳、実因地

陰陽五行説の影響——万葉集を主に——

勢使然、凡軍不習此五者、安可臨敵乎、兵、詭道也、故強名五行焉。」(大漢和辞典)とある。

このように、国政、教育、あるいは軍事等の諸方面でも陰陽・五行関係がみられ、我国にとって少なからぬ役割を果たしたことが推測される。

とくに、五行説の五色(綵)は、諸作品の中に屢々記され、「維摩經義疏」に、

五色令人目盲。五音令人耳聾。五味令人口爽。(二四頁)とあり、五音、五味もとり入れられている。「日本書紀」には

時百濟肖古王、深之歛責、而厚遇焉。仍以五色綵絹各一匹、…并鉄鉞卅枚、幣爾波移。(神功皇后 撰政四十六年三月) (上三五三頁)

八月、天皇遣大將軍大伴連狹手彦、領兵數万、伐于高麗。

……狹手彦遂乘勝以入宮、……以甲二領、五色幡二竿……、送於蘇我稻目宿禰大臣。(欽明天皇 二十三年八月) (下一二七頁)

壬子、召唐客於朝廷、令奏使旨。……是時、皇子諸王諸臣、……亦衣服皆用錦紫繡織及五色綾羅。 (推古天皇 十六年八月) (下一九三頁)

二年春正月壬子朔旦、五色大雲、滿覆於天、而闕於寅。(皇極天皇 二年正月) (下一四五頁)

於是、山背大兄王、……終与子弟妃妻一時自經俱死也。干時、五色幡蓋、種々伎樂、照灼於空、臨垂於寺。(皇極天皇 二年十一月) (下一五三頁)

凡人死亡之時、……如此旧俗、一皆悉斷。或本無二藏二金銀錦綾五綵一。

……(孝德天皇 大化二年三月) (下二九五頁)

是月、……討蝦夷國。……即以船一隻、与五色綵帛、祭彼

地神。(齊明天皇 五年三月) (下三三七頁)

是日、賜越蝦夷沙門道信、仏像一軀、……五色綵各五尺、……

鞍一具。(持統天皇 三年一月) (下四九五頁)

などがみられる。「風土記」には、

自高天原降來大神 名称香島天之大神……其後至初國所知

美麻貴天皇之世一奉幣太刀十口……五色繩一連(常陸國香島郡)

(六六頁)

神嶋……此嶋西辺在石神……此神顔有五色之玉 又胸有

流淚一是亦五色……(播磨國揖保郡) (三〇二頁)

長谷朝倉宮御宇天皇御世 輿子独乘小船一汎出海中為釣……

仍得五色龜……忽為婦人(逸文丹後國) 四七五頁)

肥後國關宗県……曰關宗丘 頂有靈沼……彩浪五色(逸文

肥後國) (五一八頁)

などのように記されている。「祝詞」にも、

奉流宇豆幣帛者、御服、明妙・照妙・和妙・荒妙、五色物、(広

瀬大忌祭) (三九六頁)

五色宝物、海山龍種種味物<sup>注20</sup>給氏、(離祭詞) (四五八頁)

などその他にも少くない。なお、「懷風藻」には、

年華已非故。淑氣亦惟新。鮮雲秀五彩。麗景耀三春。(二九頁)

のように、同義の五彩という用語も見える。「続日本紀」には、

癸巳。改三元神護景雲。詔曰……六月十七日尔度會郡乃等由氣乃

宮乃上七当五色瑞雲起覆天在。……同月廿三日七東兩角上有雲本末

末黃稍具五色<sup>注21</sup>奏利。(称德天皇 神護景雲元年八月) (後三四五頁)

九月戊申朔。日上有五色雲。(称德天皇 神護景雲元年九月

(後三四七頁)

などとなる。とくに、

六年春正月、……丁未。造東海。南海。西海等道節度使料綿襖

胄各二万二百五十具於大宰府。其製一如唐國新様。仍象五行

之色。皆画甲板之形。碧地者以朱。赤地者以黃。々地者以

朱。白地者以黑。黑地者以白。每四千五十具成一行之色。

(淳仁天皇 天平宝字六年正月) (後二八六頁)

をみると、五行之色とあつて、碧一朱、赤一黄、黄一朱、白一

黒、黒一白と、五色のそれぞれを、対比的な配色で用いており、現実

に節度使に属する兵達の綿襖胄が鮮明にいろどられたようである。

五色については、『日本色彩文化史』の「陰陽五行思想と色彩」の

章<sup>注22</sup>などに述べられている。

次に、『正倉院文書』の調査を終了したので、小稿では、その五

色関係で、必要な諸例を少し掲げておきたい。

織符 東市司 奉神幣帛五色繩各一丈(天平十七年) (一一六四

一頁)

五色帛幣五尺直冊文(天平宝字五年) (四一五二七頁)

六十二文幣帛伍(玉卅二丸幣二丸直四文……五色各五尺直冊文)

已上山作神祭料充(天平宝字五年) (四一五三三頁)

辨中辺論一部三卷用五色紙冊八枚(天平十五年) (二一三九九頁)

五色糸交幡肆首(天平十九年) (二一五五五頁)

猷東大寺 書屏風式帖……五色紙有真草新書……右件屏風書者、  
是先孝正一位太政大臣藤原公之真跡也(不比等) (天平宝字二年) (四—三  
三七頁)

……染机一前……白羅印文覆一条三副五色丸組四条 (天平勝宝四  
年) (一一—二九〇頁)

唱礼文八卷 (白紙綺帶染軸五色爬紙) (神護景雲二年) (一七一  
—二七頁)

五色龍齒……五色龍骨 (天平勝宝八歲) (四—一七二頁)

五色龍白 (二五—附九三頁)

など。また、『寧樂遺文』には、

師子式頭 (五色毛在衫四服) (中三五七頁)

も見える。このように、例えば、經典、屏風などの料紙。幣、巻物  
の帙に使う繩。あるいは組紐、糸、特殊な龍骨の類、獅子頭のたて  
がみ、これらの現物の五種の色の総称名を、五色」と記している。  
また、『正倉院文書』に、

周礼曰、正月望雲氣、青為蟲、白為喪、赤為兵、黒為水、黄為豊  
(宝龜七年) (二三一六一—三頁)

と、周礼を引用して、五色」が説かれている。

このように、五色」が、布類、料紙、玉、龜、雲、その他種々  
の物象のいろどりをあらわし、さらに、五行之色」として五色の  
青、赤、黄、白、黒が相互に関りあつて一対となり、それを、一行  
之色」と称し、これが実用に供するため製作されるまでになつてい  
る場合もあり、上代人の間によく認識されていたことが知られる。

以上のように、直接、五行・陰陽説にかかわる事項は、すでに

『陰陽五行説』の影響——万葉集を主に——

「維摩經義疏」に見え、「記」、「紀」、「統紀」などの史書をは  
じめ、「風土記」、「懷風藻」あるいは「祝詞」にも見える。とく  
に、五色 (五彩) は、青 (蒼)、赤 (朱)、黄、白、黒 (玄) を  
さすことが、一々各色をあげなくとも、概念的に把握され、一般に  
定着したことを示すといえるようである。

#### 四

『陰陽五行』の影響に関して、これまで探ってみた諸作品は、編  
纂に何らかの意図、目的があり、それなりの制約もあるようであ  
る。しかし、上代の作品の中で『万葉集』は、形式上は制限がある  
が、そうした面は自由であると言つてよく、従つて、当時のありの  
ままの姿をうかがい知ることも不可能ではないようである。こうし  
た意味もあつて、以下、『万葉集』を考察してみよう。

はじめに用字の面を少しながめてみたい。「特に上代の作品は  
「漢字」と云ふ文字ですべてが表現されてゐるために、これを離れ  
ては上代人の表現を完全に理解したとは云へない場合が多い。……  
この文字はただ無雑作に書かれたものも多いが、個人的特色や時代  
的特色注24或は各巻の特色などのみられるものもあり、簡単には云ひ切  
れない。」とも述べられ、用字から五行の關係を探るのも必要であ  
らう。上代では、外来の漢字を用い、日本語を表現するのに非常に  
苦心をしたことは、『古事記』の序に、「然、上古之時、言意並  
朴、數と文構句、於字即難、已因訓述者、詞不逮と心。全以音  
連者、事趣更長。是以今、或一句之中、交用音訓、或一事之内、  
全以訓録。即、辭理巨見、以註明、意況易解、更非注。亦、

於<sub>レ</sub>姓日下、謂<sub>二</sub>玖沙訶<sub>一</sub>、於<sub>レ</sub>名帶字、謂<sub>二</sub>多羅斯<sub>一</sub>、如此之類、隨<sub>レ</sub>本不<sub>レ</sub>改。」(上卷并序 四六、四八頁)とあることから察せられる。

とくに、『万葉集』では、漢字を後世の仮名と同じ表音文字として、あるいは、なれた訓読として使うのではなく、さまざまに工夫した通常一般的には使われない文字表現もあり、それらの中に五行に抛らなければ解読できない特別の表記もみられる。

額田王歌未<sub>詳</sub>

①金野乃 美草菟葺 屋抒礼里之 兔道乃宮子能 借五百磯所念

(17)

この作歌年代には、皇極・孝徳・斉明各時代説がある。沢瀉博士説により、斉明天皇作とみるべきで、孝徳四(六四八)年作とするのが通説のようである。

宇治河作詠二首

②金風 山吹瀬乃 響苗 天雲翔 鴈相鳴(91700)

右、柿本朝臣人麿之詠集所出。

この作は、「右、……」とあるのが、91700の作の後なので範囲が確かでない、一六八二以降、一六六七以降、あるいは、一七〇九のみなど、諸説がある。なお、作歌年代は、文武三年前後かともいふ。

七夕

③吾恋 孀者知遠 往船乃 過而応来哉 事毛告火(10199八)

④天地等 別之時徒 自嬾 然叙年而在 金待吾者(10200五)

⑤天漢 水陰草 金風 靡見者 時来々(10201三)

⑥吾等待之 白芽子開奴 今谷毛 尔宝比爾往奈 越方人迹(10201四)

⑦真気長 恋心自 白風 妹音所聴 紐解住名(10201六)

右、柿本朝臣人麿之詠集出。

これらの作は、秋の雑歌で、七夕の題詞によって集められている一九九六から二〇三三までの中にある。二〇三三の左註には「此詠一首庚辰年作之。」とあり「天武九年(六八〇)と天平十二年(七四〇)とが擬せられている。前者では七夕の歌の流行より早過ぎる点、後者では人麿歌集の成立期のくりさげられる点、が注意される。天平十二年作の歌が、既に成立していた人麿歌集に混入したとする見解もある。人麿歌集所出歌で年紀の見えるのはこれだけである。」という。七夕は、「懐風藻」、「続日本紀」にもみえる。なお、七夕については、小島氏の著に詳しい。

詠花

⑧夕去 野辺秋芽子 末若 霜枯 金待難(1020九五)

右、二首、柿本朝臣人麿之詠集出。

秋相聞

⑨金山 舌日下 鳴鳥 音谷聞 何嘆(1022三九)

右、柿本朝臣人麿之詠集出。

寄夜

⑩忍咲八師 不恋登為跡 金風之 寒吹夜者 君乎之曾念(1023〇一)

反歌

⑪縦恵八師 二々火四吾妹 生友 各撃社吾 恋度七目(13三三九)

八)  
右二首

挽詞

⑩百小竹之 三野王 金厩 立而飼駒 角厩 立而飼駒……(13三)

三二七)

右二首

これらは、作者未詳であるが、挽歌によまれている三野王は、「粟隈王の子。橘諸兄・牟漏女王の父。……和銅元年(七〇八)五月三十日、從四位下で没。集中に歌はない。」とあるのに從えば、この作の年代は、王の没年に關係があろう。

或本歌曰

⑬大船之 思瀟而……忌戸乎 齋穿居 玄黄之 神祇二衣吾祈 甚毛為便無見(13三二八)

右五首

①の金野、②、⑤、⑩の金風、④、⑧の金、⑨の金山、これらの金は、前掲の図表の、五行の金をみると、その行の五時の秋が該当する。通常、訓、音、意味、いづれも、金と秋とは、何の関連もなく、金をアキとはよみ得ない。五行の五時にあてはめることによつて、金||秋となり、金をアキと訓めるのである。従つて、これらは、アキノノ、アキカゼ、アキ、アキヤマとよむ。

また、⑥の白芽子、⑦の白風、これらの白は、五色では、金の行、この行の五時は、秋が該当する。従つて、白||秋となり、白をアキと訓むことができる。五行に拠ることで、はじめて、アキハギ、アキカゼとよめるのである。

陰陽五行説の影響 — 万葉集を主に —

③及び⑩の火は、図表で、火の行、この行の五方には南が該当し、火||南になる。南の音は、ナムであるから、火をナムと訓み、③は、コトモツゲナム、⑩は、シナムヨワギモとなる。

⑭の金と角、これも、図表によると、金の行の五方は西で、金||西となり、金をニシと訓む。角は、五声で木の行、この行の五方は東が該当するので、角||東で、角をヒムガンと訓む。この長歌は、ニシノウマヤ、ヒムカシノウマヤ、と二種も五行による用字を使つている。

また、⑬の玄黄は、易経〔坤卦文言伝〕に、「天玄而黄」とあり、五行で、玄すなわち黒は、五色の水の行、この行の五方は北が該当する。黄は、五色では中央に配され、この行は、土が該当する。「北は天、中央は地ともいえる。「天地玄黄」の言葉にもあるように、黒と黄とは常に一セットとして考えられる。」という。

このように、万葉に、五行を典拠としなければ訓み得ない用字がある、という端的な例からも、五行説が、当時、一般にも広く浸透していたことが知られる。

なお、「風土記」にも、これに類する例が、「以南 童子女松原古 有二年少童子……于時 玉露杪候 金風丁節」(常陸国香島郡) (七四頁)とあり、アキノカゼに金風という五行による用字を使っている。

なお、「万葉集」には、次のような例がある。

⑭振別之 髮乎短弥 青草乎 髮尔多久濫 妹乎師曾於母布(11二五四〇)

⑮物不念 道行去毛 青山乎 振放見者 茵花 香未通女 桜花

盛未通女……(13三三〇五)

⑯物不念 路行去裳 青山乎 振酒見者 都追慈花 尔太遙越壳

作樂花 佐可遙越壳……(13三三〇九) (柿本朝臣人麿之集歌)

青草、青山を、日本古典文学大系本の『万葉集』では、そのまま、アラクサ、アヲヤマ、万葉集大成本では、ハルクサ、ハルヤマとも訓んでいる。これは、「温 京「春」、京 緒にて消せり 左に緒

「青」あり」と注記してある写本によるものであろう。『万葉集注 釈』（沢瀉久孝）では、原文が「春草乎」で、そのままハルクサとして

している。「春草」は西（校本に脱す）、陽、京（緒で消し、左

に「青」とある）によった。嘉、文、紀などは「青草」とある。いづれも訓はワカクサとある。『青草』の語は集中に見えず、後世のものにも見当らない。「春」が「青」に誤ったものと思はれる。

「春草」とある本により、ハルクサと古義に訓んだに従ふ（一・二九）と説かれている。このように、青と春とが混同された理由の背景に、訓点をほどこす時代を含めて、五行の影響が考えられよう。五色の青は、木の行、その行の五方は春が該当するからである。

臨時

⑰西市尔 但独出而 眼不並 買師絹之 商自許里鴨（7一二六

四）

右十七首、古語集出。

⑱商交 領為跡之綱法 有者許曾 吾下衣 反賜米（16三八〇九）

右伝云、時有三所「幸娘子」也。姓名未詳寵薄之後、還賜寄物。俗云三可多美

於是娘子怨恨、聊作「斯歌」献・上。

⑲和須良牟旦、……(20四三四四)

右一首、商長首鹿。

これらの作の「商」は、現代でも商売の商の意で、アキナヒとよみ、そのことを意味する。⑰の商自許里をアキツコリ、⑱の商交をアキガハリ、あるいはアキカヘシ、⑲の、商首をアキノヲサと訓んでいる。この「商」は、どの注釈書もただアキナヒのアキなのでアキと訓むとしているようで、格別の解説はない。「風土記」には、「夫此地者……社郎漁娘姪三浜洲以輻湊 商賢農夫禱三船疊而往来」

（常陸国茨城郡）（四八頁）とあり、商賢をアキヒトと訓み、「日本書紀」にも、「播磨国御井隈人文石小麻呂有力強心……又斷

商客艦舫。悉以奪取。」（雄略天皇 十三年八月）（上四八九頁）

「天皇寵愛秦大津父者、……但臣向伊勢、商佃還來、」（欽明天皇 即位前紀）（下六三頁）「夏四月……詔曰、商量諸有食封寺所由、而可加々之。可除々之。」（天武天皇 八年四月）（下四三五頁）とあり、商客をアキヒト、商佃をアキナヒシテ、商量を

ハカリと訓み、いずれも万葉の例と同じ意のようである。『倭名類聚鈔』には、「商人和名（卷二 七頁ウ）とあり、商人をアキヒトと訓んでいる。

「商」を、アキナヒの意でアキと訓むのは、現代でも当然のこととされているので、そのままさかのぼって万葉等でもアキと訓まれたことに不自然を感じないため、諸注釈もそのままなのであろう。ただ私は、「商」の文字は、五声金豆の金の行で、この行の五時には、秋が配され、商秋となるのでアキと訓んだと考える。「大漢和辞典」にも、「商秋 秋をいふ。商は五音の一つで、五行に配すれば

金、即ち秋に当る。」とある。「懷風藻」には、「望苑商氣艶。鳳池秋水清。」(五言。秋寒。一首 正五位下肥後守道公首名。年五十六)(一一一頁)、「于時露凝晏序。風輕商郊。寒蟬唱而柳葉飄。霜鷹度而芦花落。」(五言。秋日於長王宅宴新羅客。一首。并序。大學頭從五位下山田史三方)(一一八頁)とあり、商氣は秋の氣、商郊は秋の郊外と訳され、秋の意である。頭に、商は五音の一つ、秋に配すとある。後世であるが、商は、アキと訓み秋の意に用いられている例が多い。<sup>注35</sup>

以上の万葉の諸例は、卷は、③から⑩まですべて卷十、⑪から⑬及び⑮の五例が卷十三、その他、①が卷一、⑦が卷七、②が卷九、⑭が卷十一、⑯が卷十六、⑰が卷二十で、卷十が最も多い。

作者は、斉明天皇とみる①以外はすべて未詳であり、左注によれば、②、⑧、⑨の作が「柿本朝臣人麿之詞集出」とあり、人麿歌集の作が多い。<sup>注34</sup>

集中、アキの用字(秋を意味する場合)は、秋 八五例、金 三例(一七、<sup>非略体歌</sup>10二〇〇五、<sup>非略体歌</sup>10二〇九五)で、熟語では、秋風 四七例、金風 三例(9一七〇〇、<sup>非略体歌</sup>10二〇一三、<sup>非略体歌</sup>10二三〇一)、白風 一例(10二〇一六)、秋芽子 六四例、秋芽 四例、冷芽子 一例、白芽子 一例(10二〇一四)、秋山 一七例、金山(10二二三九)で通常は、秋<sup>非略体歌</sup>である。

さらに、ナムの用字は、南 二四例、嘗 六例、火 二例(10一九九八、13三二九八)で、通常は、南<sup>非略体歌</sup>が多い。

これらの中の卷十の例に関して、森博士は、五行の觀念の投影した用字は非略体歌の固有独自のものです、：雑歌は非略体より採り、

陰陽五行説の影響 — 万葉集を主に —

相聞は略体歌より採ったという卷十編者の採録の態度はいよいよ決定的となる、とのべられている。<sup>注35</sup>

また、ニシ(西の意)の用字は、尔之(15三七七六)、西(10一〇七七)、西池辺(8五六ウ)、西市(7一二六四)、西海道(6二四ウ)、西海道節度使判官(4三四ウ)があり、西<sup>非略体歌</sup>が多く、金<sup>非略体歌</sup>は金廐(13三三七)の一例のみ。

ヒムカシ(東の意)は、東(1四八、2一八四、2一八六、16三八六)、東市(3二五ウ、3三一〇)、東大寺(18一七ウ)、東常宮(20一二オ)で、すべて、東<sup>非略体歌</sup>の文字で、角<sup>非略体歌</sup>は角廐(13三三七)のみである。

あるいは、天地あめつちに関する用字は、種々の一字一音の文字のほかは、天(二五例)、天地(五二例)、乾坤(二例)、乾地(一例)、その他熟語の諸例も、殆どアメは天で、玄黄(13三二八八)は一例のみである。<sup>注36</sup>

このように、一般には、通常の用字・用語が多く使われ、慣用の文字でなく、格別の理由がないと解説できない例は、五行説による用字が殆どといつてよい。

五行関係の例歌の年代は、①が斉明天皇とすると、孝徳四年(六四八)であり、すでにその年代の作に五行による用字がみられるのであるが、前掲の『日本書紀』には、五色の語が、はやく神功皇后摂政の年代の項に見えるから当然と言えよう。また、古歌集中に見える作も古いと考えられる。人麿歌集の中の庚辰の作(10二〇三三)が、天武九(六八〇)か、天平十二(七四〇)か、両説があるといふ。<sup>注37</sup> なお、挽歌の、「三野王」は前記のように和銅元(七〇

八)年に没している。また、七夕の作の中に例が多いが、七夕は、前記の「懐風藻」、「続日本紀」の諸例から推定できよう。

以上のように、万葉の用語に、五行でなければ訓み得ない文字が使われ、このことから、上代では、この説が広く理解されていたと言えるようである。そして万葉では、とくに、作者未詳、主として人麿歌集に多くみられたことを言いそえておきたい。

## 五

終りに、陰陽五行<sup>三</sup>に関する事柄が詠まれている万葉の例をあげてみたい。

水鳥乃 可毛能羽伊呂乃 青馬乎 家布美流比等波 可藝利奈之  
等伊布(20四四九四)

右一首、為<sup>三</sup>七日待宴 右中弁大伴宿祢家持預作<sup>三</sup>此歌。但依仁  
王会事、却以<sup>三</sup>六日、於<sup>三</sup>内裏 召<sup>三</sup>諸王卿等 賜<sup>三</sup>酒肆宴給<sup>三</sup>禄。  
因<sup>三</sup>斯不<sup>三</sup>奏也。

大伴家持が「預作<sup>三</sup>此歌。」と記しているように、あらかじめ用意して作るくらい、この儀式が恒例化していたろうこと、また、これが青馬節会に関する最古の文献であることも言うまでもない。別表に示したように、五行の木及び火が陽、金及び水が陰とされている。作中の、青馬の、青は、五色の木の行で、陽の色。左注の、今日は、一月七日をさしており、数は、奇数が陽、偶数が陰であるから、その一も七も陽の数。曳く馬の数は二十一頭で、これは三七を乗じた数でもあり、いずれも奇数で陽の数。さらに、馬は、十二支の午が、火の行で陽であるから陽の獸。つまり、陰陽五行説、

によると、陽春、陽月、陽日に、陽の色の、陽の獸を、陽の数だけみる、というわけで、みた人たちは、その陽氣にふれて、邪氣を払うことができ、「限無しといふ」のである。

ただ、後世、「白馬節会」<sup>注40</sup>と記され、これをアヲウマと称したため、上代でも、実際は白い馬ではなかったかと言われるようになったようである。

平安時代の、例えば、「兼盛集」には、「あをうま 降雪に色も変らでひく物を誰があを馬と名づけ初めけむ」(統国歌大観歌集一七二二三)、「土左日記」には、「七日になりぬ。おなじみなどにあり。けふはあをむまをおもへど、かひなし。たゞなみのしろきのみぞみゆる。」(三二二頁)、また、「落窪物語」にも、「……殿上の君達、「おもしろの駒はいかに。此(の)比年かへらば、御ひきにて白馬<sup>あを</sup>に出し給へ。……」とて笑ふに、「(一三八頁)などとなり、雪や、波や、また、雪のような顔色、のような白であることを示す例がみられ、比喩とされている物から白馬<sup>あを</sup>であることが実証される。

家持の作の「青馬」は、諸注釈に、例えば、「青みをおびた馬」(佐佐木信綱説)、「青みをおびて見える、白馬は蚕の神靈、白雲を青雲というに同じ。」(武田祐吉説)、「青毛白毛の雑ったもの」(沢瀉久孝説)、「純白でなく、また黒毛・栗毛などでもない灰色のような馬を言ったのであろう。後世、アオウマを白馬と書くのは、その白っぽい灰色を白と見るようになったので、呼称は古來のままアオウマと言って文字は白馬と変えたのであろう」(古典文学大系本万葉集四頭注)、「白い馬だという」(鴻巣盛広説) (窪田空穂説)、「青色、即ち漆黒の馬」(土屋文明説)などの諸説があ

る。これは、『日本書紀』に、「鯨、乘<sub>三</sub>白馬<sub>一</sub>以逃之。……」（天武天皇 上元年七月）（下四〇五頁）を、アヲウマと訓み、頭注に、「アヲはもと現在のような鮮明の緑や青を意味せず、不鮮明な灰色などを指した。例えばアヲ雲などにそれがあつた。白馬といつても純白ではないので、それをアヲといつた」とある。この訓みについて『万葉集古義』には、「青馬白馬と異れるをしらで、一に思ひ混へたるよりの誤なり」（七、20四四九四の解釈）とある。なお、『風土記』でも、白桐<sub>カハ</sub>をアヲギリと訓んでおり、これらの例も、白をアヲと刻む典故となつてゐるかもしれない。

これは、現代の馬であるが、青毛といふのは、実際は、被毛も長毛も共に黒色の馬で、カラー写真では、青光りしてみえる。白馬は、実は芦毛で、生時は原毛が、栗毛、青毛、鹿毛などで、わずかに白毛が見える程度であるが、成長するにつれ、白の度合をまし、遂に全身が殆ど白色となり、カラー写真では白い馬に見える。つまり、青馬は、青光りしてみえる黒馬で、白馬は、もともと何であれ、白毛で被われて白くみえる。つまり毛並の青と白が同色とはみえないのは確かである。『玉勝間』では、「……されどなほほとこの本文は、礼記の月令にて、孟春之月<sub>云々</sub>、天子居<sub>三</sub>青陽<sub>一</sub>左个<sub>一</sub>、乘<sub>三</sub>鸞路<sub>一</sub>、駕<sub>三</sub>倉龍<sub>一</sub>、載<sub>三</sub>青旂<sub>一</sub>、衣<sub>三</sub>青衣<sub>一</sub>、服<sub>三</sub>倉玉<sub>一</sub>、とあるによれることなるべし、倉龍は青き馬なり、文徳史録にも、助<sub>三</sub>陽氣<sub>一</sub>也とあれば、白き馬にはあらず、青なりしこと決し、貞觀儀式には、青<sub>アラキウマ</sub>馬とさへあるをや、然るを後世までも、文には白馬と書<sub>キ</sub>ながら、語には猶古へのまゝに、あをむまと唱へ来て、しろむまといはず、白馬と書るをも、あをむまと訓<sub>ム</sub>によりて、人みな心得誤りて、古へは実

に青き馬なりしことをば、えしらで、もとより白き馬と思ひ古書どもに青馬と書るをさへ、白き馬を然いへりと思ふは、いみじきひがごと也、白きをいかでか青馬とはいはむ、」とあり、『万葉集古義』、『万葉集略解』、『万葉集代匠記』も同様の意の解釈である。古義（七）の註には「倉与蒼同、馬八尺以上為<sub>レ</sub>龍とあれば、倉龍は青馬なり」とある。

家持のこの作は、青を「水鳥乃可毛能羽伊呂乃」と形容している。他にも、「水鳥乃青羽乃山能」（八一五四三）、「水鳥之鴨乃羽色乃春山乃」（八一四五二）などがあり、これらは、山のいろどりの形容で白色を指すとは考えられない。なお、「足檜之山川水之音不出人之子姪恋渡青頭鷄」（12三〇一七）は、「かも」の用字に、「青頭鷄」をあてている。中国で「〔魏氏春秋〕……優人雲午等唱曰、青頭雞、青頭雞、青頭雞者鴨也、帝懼不<sub>三</sub>敢發<sub>一</sub>。」（大漢和辞典）の例があり、まねたのかもしれないが、鴨は、青い頭の鷄というわけで、鴨が頭の青毛で代表されている。事実、雄鴨は青黒光りしてみえる。つけ加えれば、万葉では、つき草を、「鴨頭草」と記している。この草の特徴である花の色の青を示すのに鴨頭の用字を使っている。このことから、鴨は、青<sub>一</sub>で特徴づけられていることが明らかである。

さらに、青馬<sub>一</sub>は、『続日本紀』の、仁明天皇承和元年正月七日からは、別表のように、すべて、正月七日に見え、青馬節会を指すことが明かである。これに対して、白馬は、次表のように、正月七日には、まったく記載されていない。

青馬

聖武(天平11・3・21)、称徳(神護景雲2・9・11)、仁明(承和元・正・7、5・正・7、6・正・7、7正・7、嘉祥2・正・7)、文徳(仁寿2・正・7、3・正・7、斉衡2・正・7、3・正・7)、文徳・清和(天安元・正・7、2・正・7)、清和(貞観元)18・正・7)、陽成(元慶元)8・正・7)、光孝(仁和元)3・正・7)

しろま・はくは・あそうま  
白馬

聖武(神龜3・2・2)、光仁(宝龜6・9・20、8・5・13、8・8・8)、仁明(天長10・4・25、承和2・8・朔、5・8・19、14・7・23、嘉祥2・8・11)、清和(貞観元・8・9、17・7・26)、陽成(元慶2・8・25、7・7・13)、光孝(仁和元・5・14、2・8・7、3・7・15)(以上、「国史大系本」の「六国史索引」による。)

いづれ別稿<sup>注44</sup>のべるが、馬の種類・名称は、諸作品に相当、詳細に記され、とくに、「青身白鬣尾」(一五四頁)、「青馬白鬣」(一五四、三五八頁)、「青馬白鬣尾」(三五八頁)など『統紀』に見える。これは、同一の馬の、白と青の毛の部分とを区別しており、この二色が、まったく異なると認識されているからで、決して混同していない証拠であろう。私が調査した『正倉院文書』には、鹿毛、栗毛、鼠毛馬、黒馬、白馬等が見え、「料白馬鬣廿八斤染餅」(天平六年)(二四―三三頁)という例もある。馬の髪を緋に染めて使ったわけで、これは白毛であるからこそ、よく赤く染められた

のであろう。従って、白馬の白は、上代では実際に白色であったといつてよく、青、白を混同して見ていたとは考えられない。

このように、家持作の「青馬」は、一月七日のための馬であったこと、鴨の羽色と形容され、さらに万葉以外の作品、あるいは、記録文献から考えても、白い馬でなかった、ということは確かである。それが、後世、実際白馬に変わり、兼盛、紀貫之、あるいは、『落窪』の作者のいう白馬は、白毛の馬をさしている。つまり、平安のある時期からは、現物は、白となったわけであるが、それを、アヲウマと称した。それは、『陰陽五行説』による思想からで、アヲが木の行の色で、陽であり、シロが金の行の色で、陰であるため、陰を忌んで、実質は白色になっても、呼称だけはアヲとしたと考えるべきで、白と青とを混同したからと解すべきではなからう。万葉には、このような、『陰陽五行説』をふまえた事実をよんだ作がみられ、当時の社会にこの影響が大きかったことが端的に知られる。

六

上代は、外来文化の時代といわれる。その一端をうかがい知るためにも、文化遺産としての当時の諸作品に、これが投影されているさまざまな事を探ってみたいと考え、小稿では、中国の『陰陽五行節』を対象に、これが、『記』・『紀』・『統紀』・『風土記』等、とくに『万葉』における、用字・用語にみられる具体的な諸例を探ってみたわけである。

局限されたごく一面の垣間見にすぎないが、これをとおしても、

中国文化の我国への影響の大きさを知ることができるのではないかと考えている。

- 注1 坂本太郎『日本古代史の基礎的研究 上 文献篇』（東京大学出版会 一九六四・五）三九九頁
- 2 『日本文学史 上代』（至文堂 昭和30・9）三四頁
- 3 注2と同書 三一二頁
- 4 注2と同書 三四、三五頁
- 5 注1と同書 四〇〇頁
- 6 中村璋八『五行大義の基礎的研究』（明徳出版 昭和51・3）一五三頁
- 7 『古事記大成 本文篇』（平凡社 昭和33・10）二四頁
- 8 『広辞苑』による。
- 9 島邦男『五行思想と礼記月令の研究』（汲古書院 昭和46・3）の第三節「陰陽五行の成立」に詳しい。
- 10 『大漢和辞典』（諸橋轍次 大修館書店）
- 11 『大漢和辞典』及び、吉野裕子『陰陽五行思想からみた日本の祭』（弘文堂 昭53・6）四六頁による。
- 12 曆の節の名で土気の盛な時。一年に四期あり、一期を十八日間とする。春は、清明の後十三日から立夏まで。夏は、小暑の後十三日から立秋まで。秋は、寒露の後十三日から立冬まで。冬は、小寒の後十三日から立春まで。
- 13 注11の、吉野氏の著、二、三頁
- 14 注13と同書 三三頁
- 15 小稿「天武天皇のある一面」（『万葉集研究 第九集』塙書房 昭和53・11）所収
- 16 注6と同書、一五三頁
- 17 注6と同書、一六六頁
- 18 注6と同書、一六八頁
- 19 五方色は、正色は青（東方）・赤（南方）・黄（中央）・白（西方）・黒（北方）。間色は緑・紅・碧・紫・驪黄。
- 20 広瀬大忌祭（三九八頁）、龍田風神祭（四〇〇、四〇二、四〇三頁）、鎮御魂斎戸祭（四三六頁）など。
- 21 碧は、「白是西方正、碧是西方間、西為金、金色白、金刻、木故碧色青白也」、「碧、深青也、唐官制、八品九品服、碧代青也」（大漢和辞典）とあり、元来、正色ではなく間色であるが、唐時代、青に代る色とされたので、それによつたのであろう。
- 22 注9と同書、二九五頁。なお、二二四〜二三四頁に、五色に關することがのべられている。
- 23 前田千寸『日本色彩文化史』（岩波書店 昭和35・5）二〇一〜二〇五頁
- 24 小島憲之『上代日本文学与中国文学 中』（塙書房 昭和39・3）七九九、八〇〇頁
- 25 注2と同書、三五九頁
- 26 田辺幸雄『初期万葉の世界』（塙書房 昭和32・5）三四三頁
- 27 日本古典文学大系本『万葉集 三』の頭注 九四頁

- 28 藤原朝臣史、山田史三方、出雲介吉智首、紀朝臣男人、但馬守百済公和麿、藤原朝臣総前の作。「統紀」には聖武天皇天平六年七月丙寅に「命文人賦七夕之詩」（前一三四頁）とある。
- 29 注24と同書 一一二八、一一四一、一一五二頁など。
- 30 注27と同書 頭注 三九二頁
- 31 太田青丘「日本歌学与中国詩学」（弘文堂 昭和33・4）一三九頁
- 32 注13と同書、七五頁
- 33 「和歌集心躰抄抽肝要」などに多い。「広辞苑」には「（東雅）に、「あき」は秋で農民の間で収穫物・織物などを交換する商業が秋に行われたによる」とある。
- 34 注1と同書、四五〇頁 宇治川に「是川」（11二四二七、二四二九、二四三〇）の用字を使う例も人麿歌集中にある。
- 35 森淳司「柿本朝臣人麻呂歌集の研究」（桜楓社 昭和51・11）二二二～二二四頁、二二八頁
- 36 「万葉集大成」の総索引単語篇によって調査。
- 37 注27と同書、頭注 六九頁
- 38 注1と同書、二七三頁
- 39 注1と同書、四二九頁
- 40 河鱈実英「有職故実」（瑞書房 昭和57・7）一五五頁  
「色は雪の白さにて、……顔つきたゞ駒のやうに、鼻いららぎたること限なし」（二二九頁）という兵部少輔の顔の雪のよくな白雪。
- 42 「馬の毛色と特徴」（日本軽種馬登録協会 昭和54・12）による。
- 43 本居宣長 日本思想大系 40 「玉勝間」十三の巻、七白馬節会（岩波書店 一九八〇・九）四一一頁  
なお、山中裕「国際交流」（『年中行事の歴史学』弘文堂 昭和56・3所収）にもアヲウマについて記されている。
- 44 小稿「黒馬」として、いずれ発表する予定。
- 小稿が原文を引用した典拠文献は、  
万葉集、古事記、祝詞、風土記、日本書紀、懷風藻、土左日記、落窪物語は、日本古典文学大系本（岩波書店）  
続日本紀は、改訂増補国史大系本（吉川弘文館）  
維摩経義疏は大日本仏教全書第一三巻経疏部一三（講談社）  
正倉院文書は、大日本古文書一〜二十五（東京大学史料編纂所編、東京大学出版会）  
寧楽遺文は、辻善之助 久松潜一監修 竹内理三編（東京堂出版）  
以上による。